

(H28) 吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略町民ワーキンググループ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進・検証における町民参画の場として、吉野町まち・ひと・しごと創生推進会議内に町民ワーキンググループを平成27年度に引き続き、設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 町民ワーキンググループは、総合戦略の内容を踏まえた上で、当該戦略に掲げる目標値の達成に向けた議論を行うものとする。

(任務)

第3条 町民ワーキンググループは、それぞれの所掌分野に関する実施事項についての推進と検証を行い、その結果を吉野町まち・ひと・しごと創生推進会議に報告するものとする。

(組織)

第4条 町民ワーキンググループは、それぞれ委員10人以内をもって組織し、リーダー及びグループ員をもって組織する。

2 町民ワーキンググループのグループ員はリーダーが選任する。

3 リーダーは町民ワーキンググループのグループ員に関して変更があった場合には速やかに、総合政策課に報告することとする。

4 リーダーは、町民ワーキンググループを総括する。

(会議)

第5条 町民ワーキンググループの会議は、リーダーが必要に応じて招集する。

2 リーダーは、必要と認めるときは、グループ員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(職員参加)

第6条 官民共同で本町の地方創生に取り組むため、町民ワーキンググループに各所掌分野の担当課等の職員がグループ員として参加するものとする。

2 町民ワーキンググループに参加する職員は、担当課等からの推薦により決定する。

(費用弁償)

第7条 町民ワーキンググループのグループ員が、総合戦略の推進に必要と認められる事務を行う際に生じた旅費、その他必要事項にかかる費用については、これらの者に対して費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償にかかる費用については、その都度支払うこととする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別に協議のうえ、定めるものとする。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成29年3月31日をもって終了する。